

## 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム・コーディネーターによる Q&A 集

### 1. ブラジルでのビジネスを委託する場合の形態について

対応コーディネーター：佐藤ジルセウ様 2022年6月20日回答

【質問】 ブラジルの場合、代理店と販売店は何が違うのか。

【回答】 ブラジルでは「販売店」と「代理店」が区別されており、法的な意味合い・内容において以下の様に異なります。

<販売店>ブラジルでは販売店は現地語でディストリブイドル（Distribuidor）またはアジェンシア（Agência）と呼ばれ、販売店は商品の供給元から商品を購入し、在庫を保有し、それを第3者（消費者）に転売する。販売店は商品の供給者からの購入額と消費者への販売額の差額を利益とする。基本的には、購入した商品が売れ残った場合の在庫リスクは販売店が負うことになっているが、ブラジルでは（法律に違反しない限り）当事者間の契約の自由が原則です。そのため、売れ残りのケースを想定した条項を契約書に盛り込むことも可能になっています。そのため、日本企業がブラジル企業と販売契約を結ぶ際には締結前に契約条項を「細心の注意」払って検討する必要があります。ブラジルで販売店を規定している法律：民法 710条～721条です。

<代理店>ブラジルでは代理店はヘプレゼンタンチ・コメルシアル（Representante Comercial）と呼ばれ、代理店は製造者の代理として顧客との商売の仲介を行う会社または個人を指します。代理店は製造者の代理として顧客から注文を受け、販売契約は製造者と顧客が直接結ぶこととなります。そのため、代理店は販売契約の当事者ではなく、製造者から手数料（コミッション）を利益とします。販売の仲介に専念するため、在庫を持たず、売れ残り等の在庫リスクを抱える心配を回避出来る傾向があります。ただ、注意すべき点は製造者と代理店の契約を解除する際、契約解除が正当な理由に裏付けされない場合には、販売店に対し、製造者が契約期間中に支払ったコミッション総額の12分の1相当の賠償金を支払う必要があります。

ブラジルで代理店を規定しているのは代理店法（法律 4,886/65）です。

## 2. 日本からブラジルへの輸入品をアルゼンチンやパラグアイなどに輸出する際にブラジルで内貨にせず輸出する方法

対応コーディネーター：森田 透様 2022年6月7日回答

【質問】メルコスールでは原産地規則を満たすことにより域内原産品扱いとなり、域内関税は原則撤廃となるものの、条件を満たさないビジネスモデルもある。この場合、メルコスールの恩典を活用する以外に方法はあるか。

【回答】内陸の民間保税倉庫での保税保管が一つの選択肢となる。保税保管貨物を随時、必要数量のみ輸入通関して輸入することに加え、保税保管貨物を再輸出することが可能。この場合輸入諸税は発生しないが、長期で保管する場合はCIF建てでかかる保管料が嵩むデメリットがあるため、十分にコスト的に見合うかどうかの検討を行う必要がある。また、ブラジルからメルコスール諸国に小口貨物で輸出する場合はボリュームの観点から陸上貨物輸送ではなく航空貨物輸送に限られる等の制約にも注意する必要がある。

## 3. NCMコード特定に必要な資料について

対応コーディネーター：森田 透様 2022年12月14日回答

【質問】ブラジルに輸入を行う際に重要となるNCMコードについての留意点はあるか。

【回答】NCMコードに基づきブラジルの諸税や輸入ライセンスの必要可否が決められるため、輸入に際しては慎重な確認が求められる。品物の使用用途、材質、機能、能力などをテクニカルデータやカタログ等からの確に表現したポルトガル語の商品説明が重要となる。ポルトガル語の商品説明は輸入する会社が作成し、通関業者等はポルトガル語の商品説明の構成などのチェック、サゼスションを行う。税関はポルトガル語の商品説明と製品を確認した上でNCMの整合性を判定し、マッチしないと判定された場合は罰金に繋がる。仮に税関からNCMコード相違を指摘され罰金となった場合は税関の見解を確認しながら慎重に再度分析する必要がある。

## 4. ブラジルへ輸入するNCMコードに基づくINMETRO認証の要否の確認方法。

対応コーディネーター：森田 透様 2022年12月14日回答



【質問】 輸入製品に求められる INMETRO 認証の要否について、NCM コードが分かっている場合に輸入手続きのプロセスで特定する方法はあるか。

【回答】 通関業者に照会のうえ、通関業者等が有料で契約しているデータベースなどを介して NCM コードに基づく必要な認証の確認が可能。ただし、NCM コードによっては INMETRO 認証を要求するスペックを定めているケースもあるため、カタログや技術資料等を基に要否を分析する必要がある。

## プラットフォームコーディネーター・ミニレポート

(2023 年 3 月)

○作成、執筆：

ジェトロ・サンパウロ事務所、中小企業海外展開現地支援（サンパウロ）プラットフォーム・コーディネーター

【報告書の利用についての注意・免責事項】 本ミニレポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）サンパウロ事務所とジェトロのプラットフォーム・コーディネーターが 2021 年に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本ミニレポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。